

# 告示

## 埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文  
 埼玉県監査委員 佐 野 勝 正  
 埼玉県監査委員 岩 崎 宏  
 埼玉県監査委員 石 井 平 夫

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
青山 裕之	埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目十四番三―九〇一号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
小川 千恵子	埼玉県戸田市大字新曾二千二百四十二番地 G B G 北戸田リアルフォート九〇四号室	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
興松 敬史	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目五番四―W―一〇六号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稲荷町二丁目四番三十八号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日